

高峯町住宅地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 昭和区高峯町

【最初の認可】 昭和61年1月31日 【最近の認可年月日】 平成29年6月14日 【認可番号】 29指令住建指第42号

【有効期間】 平成29年6月14日 より 10 年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

【制限の概要】

- 1 建築物の用途は、一戸建専用住宅及びこれに附属する物置、車庫、門等とする。
- 2 建築物の階数は地階を除き3以下とする。
- 3 敷地の周囲に垣、柵等を設置する場合は努めて生垣又はフェンス等で透視可能なものとする。
- 4 敷地内の空地は、周囲の環境との調和を図るよう緑化に努めなければならない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区